

○宮城県監査委員告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成28年8月4日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

平成28年8月12日

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

第1 請求のあった日

平成28年6月7日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階
仙台市民オンブズマン代表 野 呂 圭

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、安部孝宮城県議会議員に対して交付された政務調査費ないし政務活動費（以下「政務活動費」という。）の支出について厳正なる監査を行い、違法不当な部分について、宮城県知事に対し、安部孝宮城県議会議員から宮城県に返還を求めるなど、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

2 請求の理由

（1）本件請求の概要

本件は、現在宮城県議会議長の役職にある安部孝宮城県議会議員が、平成21年4月以降、県政報告会会場費の名目で支出した広報費ないし広聴広報費（以下「広聴広報費」という。）について、政務活動費から合計144万6750円を充当したことについて、宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引」（以下「手引き」という。）に違反し、ひいては宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）に違反しているため、違法かつ不当に政務活動費が支出されたというべきであることから、宮城県に生じた損害を填補すべく、必要な措置・勧告を求める事案である。

(2) 本件の事情

イ 当事者について

(イ) 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。

(ロ) 安部孝議員は、宮城選挙区（松島町・利府町）を選挙区として平成11年に初当選し、現在5期連続で宮城県議会議員を務め、平成27年11月27日より宮城県議会議長の役職にある。なお、同人については、平成28年2月8日、4月7日にそれぞれ政務活動費の支出に関して住民監査請求を提起しており、本件は3回目の住民監査請求である。

ロ 安部孝議員の政務活動費の支出状況

安部孝議員は、平成21年4月から平成27年2月にかけて、別紙支出一覧表記載のとおり、広聴広報費として23件、合計146万8898円を政務活動費から充当している。なお、安部孝議員は平成28年5月20日にNo.20について2万2148円を宮城県に返還しているため、現在の損害額は144万6750円である。

大きく分ければ、居酒屋や飲食店、ホテル、旅館等に対する県政報告会場代として充当している分と（17件、計33万1750円、甲1の1）、安部たかし後援会が主催した県政報告会の会場代として充当している分（6件、計111万5000円、甲1の2）とに分けることができる。

(3) 必要な措置を講ずべきこと

イ 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(イ) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、法第232条の2に定める補助金であり、法第100条第14項及び第16項、条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（条例第16条）。そして各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（条例第11条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する」と定められており（条例第2条）、今回問題となっている広聴広報費については「会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と定められている（条例別表）。

(ロ) そして宮城県議会が平成25年3月に定めた手引きによれば、「政務活動費を充当するに適しない例」として、「後援会活動への支出は政務活動費を充当するに適しない。」と定められており(手引き6頁等)、不適切な支出の具体例として「後援会活動としての報告会等の開催経費」が挙げられている。

また、手引き7頁では「会議費」についてはあるが、「飲食・会食を主目的とする各種会合」、「バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費」、「公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食(例「公職選挙法」第199条の2 寄付に該当する経費【お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供】)」については政務活動費を充当するのに適しないと定められている。

要するに、政務活動費の充当先として、①後援会活動についての支出、②飲食費についての支出については認められないとされているのである。

ロ 安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を充当したこと

上記(2)で述べた安部孝議員の広聴広報費の充当先は、以下に詳述するとおり、①後援会活動についての支出、②飲食費についての支出に当たるのであるから、手引きに違反しており違法かつ不当に政務活動費を充当したというべきである。

(イ) 居酒屋等に対して県政報告会場代として充当している分について

A 後援会活動についての支出であること(①)

安部孝議員が居酒屋等における県政報告会の会場代として支出した分については、領収証に「県政報告会場代」とのみ記載されているだけであるから、どのような種類の県政報告会なのか明確になっていない。

しかしながら、「居酒屋ほのか」(利府町)(甲2の1)、「くいもんや森」(仙台市青葉区一番町)(甲2の2)等の外観写真によれば、小規模の店舗である。またこれらの店舗は飲食物はもちろん酒も出される店である。したがって、居酒屋等において、安部孝議員は比較的少人数で飲食を共にし、ときには酒を飲みながら会合を開いたものと考えられる。このように少人数でかつ飲食等しながら会合が開かれているのであるから、安部孝議員とは見知らぬ者が集まって安部孝議員の県政報告を聞くというのはおよそ考えられない。安部孝議員と親しい関係の者すなわち安部孝議員の後援会関係者の会合であると考えるのが自然である。そうすると、居酒屋等における県政報告会とは、後援会活動としての報告会であると考えられるのである。

したがって、これらの会合の開催経費である会場費に対して政務活動費を充当することは、手引きに違反するというべきである。

B 飲食費についての支出であること(②)

各領収証には「県政報告会場代」と記載されていることから、領収証上は、飲食費については政務活動費が充当されておらず、飲食費は政務活動費以外から支出されていることとなっている。

しかしながら、居酒屋等において会合を開いた際の支払代金は、主に飲食

費に基づいて算出されるのであって、1万円ないし3万円程度という高額な会場代金だけ別途計上されることはないはずである(本件各店舗ではないが、ある居酒屋の例として甲3)。また、ホテルや旅館についても、各ホテルや旅館に電話をかけて確認したところでは、利用料金は料理の有無、料理の内容、宿泊者の数、参加者数によって決められるとされており、会場代なるものは予め決められていないとのことであった(各ホテル、旅館のホームページを見ても、会場代なるものは予め設定されていない。)

前述のように安部孝議員が県政報告会を開催した居酒屋等は小規模な場所であって、参加者数も小規模なものであると考えられることからすると、全体の支払代金も数万円程度であると考えられるのであるから、会場代金だけで全体の支払代金の相当高い割合を占めることとなる。このような会場代金が飲食費とは別途かかることは極めて不合理であることからすると、実際には飲食費の相当な割合も会場代金名目で政務活動費から充当されていると考えるのが自然である。

そうすると、安部孝議員は、実際には飲食費についても政務活動費を充当することとなることを承知しながら、懇意にしている居酒屋等に対して「県政報告会会場代」と領収証に記載するよう指示して領収証を作成させ、ときには念を入れて「飲食代含まず」と報告書に添え書きして、正当に政務活動費を充当しているかのように見せかけていると考えるほかない。

このように、県政報告会の飲食費に対しても実際には政務活動費を充当していることとなっているのであるから、手引きに違反するというべきである。

(ロ) 後援会が開催した県政報告会の会場代として充当している分について

A 後援会活動についての支出であること (①)

安部たかし後援会の平成24年分、平成25年分、平成26年分の収支報告書によれば、平成24年3月26日、同年12月3日、平成25年12月22日、平成26年7月13日に「松島一の坊」、「ホテル松島大観荘」、「花ごころの湯 新富亭」で開催された県政報告会については安部たかし後援会が開催したことが明らかとなっている(甲4の1ないし甲4の3)。また、平成22年11月10日、平成27年2月8日に同様の場所で開催された県政報告会については、安部たかし後援会の平成22年分、27年分の収支報告書を現在のところ確認できていないが、開催場所、会場代としての支出金額が前記安部たかし後援会が開催した県政報告会と同様であることからすれば、安部たかし後援会が開催した県政報告会であると認めることができる。

そうすると、安部孝議員は、後援会が開催した県政報告会の経費としての会場費に対して政務活動費を充当しているのであるから、手引きに違反するというべきである。

なお、安部孝議員は、県政報告会の前半の部は政務活動としての県政報告

会であり、後半の部が後援会が開催した県政報告会であるなどと弁明する可能性があるが、そもそもそのように分けて県政報告会を実施すること自体極めて不合理であって虚偽の弁明であるというべきであるし、仮に前半の部と後半の部とを分けて実施したとしても、前半の部に出席するのは同じ会場で開催される後半の部に出席する後援会関係者であるはずであるから、前半の部についても実質的には後援会活動である。このように前半と後半とを分けたなどと言う極めて不合理な弁明は全く通用しないということを予め述べておくので、監査委員は注意されたい。

B 飲食費についての支出であること (②)

前述したように各ホテルや旅館に電話をかけて確認したところでは、利用料金は料理の有無、料理の内容、宿泊者の数、参加者数によって決められるとされており、会場代なるものは予め決められていないとのことであった(各ホテル、旅館のホームページを見ても、会場代なるものは予め設定されていない)。

また、例えば、平成26年7月13日に「ホテル松島大観荘」で実施された県政報告会では、全体の支出額が114万1200円であったのに対し会場代として20万円が政務活動費から充当されているのに対し、平成24年12月3日に同じく「ホテル松島大観荘」で実施された県政報告会では、全体の支出額が138万8000円であったのに対し会場代として15万円が政務活動費から充当されている。同じ会場であるにもかかわらず会場代が異なっているし、平成24年12月3日に実施された県政報告会のほうが規模が大きかったにもかかわらず会場代が低くなっている。このように会場代金が不合理な定められ方をしているのは、お手盛りで会場代が定められているからに他ならない。すなわち、実際には飲食費の相当な割合について会場代金名目で政務活動費から充当されていると考えるのが自然である。

そうすると、安部孝議員は、実際には飲食費についても政務活動費を充当することとなることを承知しながら、ホテル、旅館等に対して「県政報告会会場代」と領収証に記載するよう指示して領収証を作成させ、ときには念を入れて「飲食代含まず」と報告書に添え書きして、正当に政務活動費を充当しているかのように見せかけていると考えるほかない。

このように、県政報告会の飲食費に対しても実際には政務活動費を充当していることとなっているのであるから、手引きに違反するというべきである。

(ハ) 小括

以上のとおり、「県政報告会会場代」名目で広聴広報費として政務活動費を充当することは、手引きに違反するのであるから、安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を支出したというべきである。

(4) 結語

本件は、平成28年2月8日、4月7日付で提起した住民監査請求事件と同様、①宮城県議会議員は手引きを軽視しており、適正に政務活動費を支出するという意識に乏しいこと、②宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していないことという宮城県議会における政務活動費の支出に関する構造的な問題の象徴である。

本件において悪質なのは、正当に政務活動費を充当しているように見せかけるため、安部孝議員が懇意にしている居酒屋、飲食店、ホテル、旅館などに対して、「県政報告会会場代」などと記載するように指示して領収証を切らせている点である。安部孝議員は手引きの規制を意図的に潜脱しようとしたのであるから、厳しく非難されるべきである。このうち平成25年12月22日に「花ごころの湯新富亭」で開催された県政報告会（別表No.20）については、実際には安部たかし後援会が主催して開催費用61万0740円をホテルに支払っていたのにもかかわらず、安部孝議員自身が県政報告会を開催してホテルに対して開催費用を支払ったかのように装い、ホテル側に「安部孝」を宛先とする虚偽の領収証を作成させ直して、開催経費の2割である12万2148円を政務活動費から騙し取ったことが認められた（甲5の1が「安部たかし後援会」宛ての領収証であり、甲5の2が安部孝議員がホテル側に作成させ直した「安部孝」宛ての虚偽の領収証である。）。別表No.20についてはこのようにとりわけ悪質かつ狡猾な手口で政務活動費が違法不当に充当されたものであったことから、当オンブズマンでは平成28年3月9日に安部孝議員を詐欺罪の被疑事実で仙台地方検察庁に刑事告発し、4月21日付で告発が受理され、現在捜査が進められているところである。

以上のような本件の問題の大きさに鑑み、監査に当たっては、政務活動費を支出した状況について議員から綿密に事情を聴取し、その弁解を裏付ける十分な資料等の提出を求めて、適切に事実認定することを求める。そして安部孝議員の説明のみによらず、監査委員が独自に、領収証の発行元や県政報告会の参加者に対して事情聴取して、裏付け調査を行うべきである。

さらにこうした政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

添付資料

平成21年度から平成26年度までの広聴広報費の支出についての事実証明書

各1通

甲1ないし甲4の3 各1通

甲1の1 居酒屋等で実施した県政報告会会場代についての領収証

の2 安部たかし後援会主催の県政報告会会場代についての領収証

甲2の1 「居酒屋ほのか」の外観写真

の2 「くいもんや 森」の外観写真

甲3 居酒屋におけるレシートの例

- 甲 4 の 1 安部たかし後援会平成 2 4 年度収支報告書
- の 2 安部たかし後援会平成 2 5 年度収支報告書
- の 3 安部たかし後援会平成 2 6 年度収支報告書
- 甲 5 の 1 平成 2 5 年 1 2 月 2 2 日開催の県政報告会にかかる「安部たかし後援会」宛ての領収証
- の 2 平成 2 5 年 1 2 月 2 2 日開催の県政報告会にかかる「安部孝」宛ての虚偽の領収証（甲 1 の 2 の 4 枚目と同じ物）

第 4 監査委員の辞退及び請求の受理等

- 1 中山耕一監査委員，坂下賢監査委員及び齋藤正美監査委員については，本件監査を辞退したい旨の申出があり，3 人の監査委員は，本件監査に携わっていない。
- 2 議会の会派又は無会派議員（以下「会派等」という。）に交付された政務活動費は，知事の管理を離れ，公金に該当しないことから，会派等による政務活動費の支出は，法第 2 4 2 条第 1 項の「公金の支出」に該当しない。したがって，本件請求は，会派等を経由した政務活動費の支出に違法なものがあり，知事は，議員に対する不当利得返還請求権が発生しているにもかかわらず，これを行使しないという「違法または不当に財産の管理を怠る事実」があり，これについて監査及び措置を請求しているものとして，次の 3 に記載するものを除き，受理することとした。
- 3 請求人は，監査委員に「政務活動費の不正支出の原因を解明し，宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める」としているが，法第 2 4 2 条第 1 項に規定する住民監査請求は，財務会計行為に係るものに限定されるものである。
以上のことから，制度全般に係る措置の請求は，不適法なものであるから，これを却下する。

第 5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が摘示している，県が支出した平成 2 1 年度から平成 2 6 年度までの政務活動費に係る会派の支出（安部孝議員に係る広聴広報費の受領分）が，条例，条例施行規程及び手引きで定める政務活動費を充てることができる範囲（以下「使途基準」という。）に違反しており，知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行使しないという，「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととした。

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成 2 1 年度以降の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また，政務活動費に係る収支報告書及び領収証その他の証拠書類の写し等の調査を

行うとともに、自由民主党・県民会議会長、安部孝議員及び請求人が本件請求で添付した領収証（写し）に係る発行者（以下「飲食店等」という。）を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、次の事項を確認した。

平成21年度に安部孝議員に交付された政務活動費（広聴広報費分）については、条例第12条及び第17条に基づき5年を経過した平成27年4月末日で保存を終了していることから、支出の状況を確認することはできなかった。また、自由民主党・県民会議会長及び安部孝議員への調査でも、同様に確認することはできなかった。

平成22年度から平成26年度までに安部孝議員に交付された政務活動費（広聴広報費分）のうち請求人が指摘している金額の1,323,750円については、平成28年6月16日付けで収支報告書が修正され、同月21日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務総合管理システムにより確認した。

2 関係人（自由民主党・県民会議会長）に対する調査結果

自由民主党・県民会議会長に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 安部孝議員の政務活動費（広聴広報費）に係る関係書類について

平成21年度分政務活動費に係る関係書類（支出報告書、領収書等）を保存していますか。

（回答）

平成21年度分の政務活動費に係る関係書類については、保存義務年限を超えているのでありません。

(2) 政務活動費充当の審査・確認方法について

イ 政務活動費の手引には「後援会活動への支出は、政務活動費を充当するのに適しない。」とされていますが、どのように審査・確認をしていますか。

（回答）

活動記録や領収証等の中で、「後援会」等の記載があれば、本人に内容を確認し、必要があれば訂正を求めています。

ロ 会議費について、政務活動費の手引には政務活動費を充当するのに適しない例

として「飲食・会食を主目的とする会合」とされていますが、どのように審査・確認をしていますか。

(回答)

会議費の活動記録において、何かしらの疑義がある場合は本人に内容を確認しています。

ハ 別添のとおり宛名のない領収証が提出されており、審査上に不備があったものと思われませんがいかがですか。

(回答)

ご指摘の宛名のない領収証については、多数の書類の中で見落とししたものと思われれます。

ニ 宛名、但書き、日付等必要事項の記載のない領収証が提出された場合には、どのように審査・確認をしていますか。

(回答)

必用事項が記載されていない領収証があった場合には、本人に確認し、必要事項の記載について指導しています。

(3) 居酒屋等に対して県政報告会場代として充当していることについて

イ 請求人は、居酒屋等の県政報告会について「安部孝議員と親しい関係者の者、すなわち安部孝議員の後援会関係者の会合であると考えるのが自然」として、「居酒屋における県政報告会とは、後援会活動としての報告会と考えられる」と主張しています。今回の充当の妥当性をどのように考えていますか。

(回答)

県政報告会としての実態があることに基づいて充当したものと考えます。

ロ 請求人は「居酒屋等において会合を開いた際の支払代金には、会場使用料が別途計上されることはないはず」「このような会場代金が飲食費と別途かかることは極めて不合理である」とも主張しています。今回の充当の妥当性をどのように考えていますか。

(回答)

県政報告会としての実態があることに基づいて充当したものと考えます。

(4) 宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していないとの主張について

請求人は「宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していない」と主張しています。これについて、どのように考えていますか。

(回答)

会派幹事長及び事務局長、会派雇用の事務補助員により会派としての監督・指導の役割を果たすために、各議員より提出された書類を確認しており、「宮城県議会

議員の政務活動費の支出のチェックする仕組みが機能していない」との主張は当たらないと考えます。

3 関係人（安部孝議員）に対する調査結果

安部孝議員に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 政務活動費（広聴広報費）に係る関係書類について

平成21年度分政務活動費に係る関係書類（支出報告書、領収書等）の写しを保存していますか。

（回答）

平成21年度分政務調査費に係る関係書類の写しは、会派における保存義務年限を超えているため、保存していません。

(2) 平成21年度分広聴広報費の支出内容について

関係書類の写しの保存の有無にかかわらず、可能な限り支出内容を回答願います。

（回答）

全て会場借上げ代

会場代と飲食代は別に支払っており、飲食費については、各個人が昼1,000円前後、夜3,000円～5,000円支払っていたと思います。

(3) 措置請求書で指摘している事項について

イ 請求人は、違法かつ不当に政務活動費が支出された根拠として、居酒屋等の県政報告会について「安部孝議員と親しい関係者の者、すなわち安部孝議員の後援会関係者の会合であると考えるのが自然」として、「居酒屋における県政報告会とは、後援会活動としての報告会と考えられる」と主張しています。こうした主張に対して、事実はどうですか。

（回答）

後援会活動としての報告会ではありません。政務活動としての県政報告・意見交換等です。

ロ 請求人は、「県政報告会を開催した居酒屋等は小規模な場所であって、参加者数も小規模なものと考えられることからすると、全体の支払代金も数万円程度と考えられることからすると、全体の支払代金も数万円程度と考えられるのであるから、会場代金だけで全体の支払代金の相当高い割合を占めることとなる」こと。また、「このような会場代金が飲食費と別途かかることは極めて不合理であることからすると、実際には飲食費の相当な割合も会場代金名目で政務活動費から充当されていると考えるのが自然である」こと。さらには、「実際には飲食費についても政務活動費を充当することとなることを承知しながら、懇意にしている居酒屋等に対して『県政報告会会場代』と領収証に記載するよう指示して領収証を作成させ、（中略）正当に政務活動費を充当しているかのように見せかけている

と考えるほかない」と主張しています。こうした主張に対して、事実はどうですか。

(回答)

小規模であっても、店の貸切・営業時間外の会場使用であり、飲食費への充当はありません。

4 関係人（飲食店等）に対する調査結果

平成22年度から平成26年度までに安部孝議員に交付された政務活動費（広聴広報費分）のうち請求人が指摘している金額の1,323,750円については、上記1で述べたとおり、全額返還されたため、調査は行わなかった。

平成21年度に安部孝議員に交付された政務活動費（広聴広報費分）については、飲食店等に対して、別添調査票による調査を行った。

その結果、全8件中、6件から回答があった。回答の中には、約7年前のことであり記憶が定かではないというものや、わからないとしているものもあったが、受領の有無及び金額、会場代としての受領の事実、別に飲食費を受領した事実などについて、上記3の安部孝議員からの回答と明らかに矛盾する点は認められなかった。

なお、残りの2件については、所在不明で調査票が返戻されたため確認できなかった。

第7 判断

本請求において、監査の対象となる機関は、知事及びその補助執行者である議会事務局であり、調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引きに規定する用途基準に違反した政務活動費の充当が行われたことにより、県に民法第703条に定める不当利得返還請求権が発生し、それを行使しない知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かである。

したがって、確認された事実を用途基準に照らして、支出に係る議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、法第100条第14項に定める「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、不当利得であると解し、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するものとして、返還請求の勧告を行う。それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上の観点に立って判断した結果を次に記載する。

県が支出した平成21年度から平成26年度までの政務活動費に係る会派の支出の中の平成22年度から平成26年度までに安部孝議員に交付された政務活動費（広聴広報費分）のうち請求人が指摘している金額の1,323,750円については、収支報告書の修正手続を経て全額返還されたことにより、知事が財産の管理を怠っているという事実を認めることはできない。

平成21年度に安部孝議員に交付された政務活動費（広聴広報費分）については、第6の1に記載したとおり、支出を証する書面が保管されておらず、政務活動費が支出されたという事実を確認することはできなかった。

しかし、平成21年度分として、8件123,000円の領収書添付票の写しが、請求人から本措置請求書添付資料として提出されており、この支払の事実については安部孝議員が認めており、また、飲食店等の回答においても受領を否定する事実は確認できなかったことから、123,000円が充当されたと推認することができる。

そこで、平成21年度分について請求人が指摘する以下2点について判断する。

平成21年度分については、政務調査費の手引（平成21年4月宮城県議会、以下「旧手引き」という。）が適用になる。

まず、請求人が「後援会活動についての支出であること」と指摘する点については、旧手引きでは、以下の3箇所のとおり記載がある。

「会議費」として、県政報告会の開催に政務活動費を充当できることとしている。

Ⅱ. 政務調査費交付の実務

3. 使途基準

(4) 使途項目ごとの具体例 「会議費」

○会派における各種会議又は議員が県政に対する県民の要望、意見等を聴取するための会議その他県政に関する調査研究等を目的として実施する各種会議に要する経費

- ① 定例会提出予定議案の事前レクチャー、定例会質疑分担協議
- ② 特定政策課題に係るプロジェクト会議の開催
- ③ 政策審査会、県政懇談会の開催
- ④ 県政報告会の開催
- ⑤ 各種機関・団体等との意見交換会の開催

会議開催経費（会場費、機材借り上げ費、資料印刷費、講師謝金、会議用茶菓代等）、交通費、宿泊費等

「広報費」について、「住民の意見を議会活動に反映させることを目的としているものであるか否かを基本として」政務活動費充当を判断するとしている。

Ⅱ. 政務調査費交付の実務

3. 使途基準

(5) 費目別の充当指針 「広報費」

会派又は議員が行う広報には、その内容に照らして大別すると、次の2種類が考えられる。

- ① 住民の意見を聴取することを目的とするもの
- ② 議会活動の成果等を報告するもの

調査研究活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としているものであるか否かを基本として判断する必要がある。

(以下略)

「後援会主催の県政報告会開催経費」に政務活動費を充当することは適さないとしている。

Ⅱ. 政務調査費交付の実務

3. 使途基準

(2) 政務調査費を充当するのに適さない例

③ 後援会活動経費への支出

例) 後援会活動のための経費，後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用，後援会主催の報告会等の開催経費，後援会主催の県政報告会開催経費

安部孝議員は、上記第6の3のとおり、「後援会活動としての報告会ではありません。政務活動としての県政報告・意見交換等です。」と主張している。この主張を裏付ける資料等は提出されていないが、関係人調査においては同議員の判断・主張を否定する具体的な事実を確認することもできなかった。

そこで、主催が後援会であったか否かを確認するため、安部孝議員の後援会に係る平成21年度分政治資金収支報告書による調査を行おうとしたが、政治資金規正法(昭和23年7月29日法律第194号)第20条の3に定める保存期間3年を既に経過していることから確認することができなかった。また、安部孝議員の政務活動や後援会活動についてインターネット上の記載を調査したが、この時期に係る同議員のホームページ等は見当たらなかった。

以上のことから、当該8件の支出が「後援会活動についての支出であること」と認めることはできなかった。

次に、請求人が「飲食費についての支出であること」と指摘する点については、旧手引きは次のように記載しており、会合の一環であっても、飲酒を伴う会合の飲食代には、政務活動費を充当しないものとしている。

Ⅱ. 政務調査費交付の実務

3. 使途基準

(5) 費目別の充当指針 「食糧費」

(2) 政務調査費の充当が不適当な経費

- 会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費
- 飲酒を伴う会合に要する経費

(政務調査の一環として開催されるものであっても、飲酒を伴う会合の飲食代には、政務調査費を充当しないものとする。)

(以下略)

この点について、関係人調査において、安部孝議員は、上記第6の3のとおり「全て会場借り上げ代。会場代と飲食代は別に支払っており、飲食費については、各個人が昼1,000円前後、夜3,000円～5,000円支払っていたと思います。」及び「小規模であっても、店の貸切・営業時間外の会場使用であり、飲食費への充当はありません。」としている。

また、飲食店等への調査では、「貸切り」や「飲食外の時間の使用」についての会場代を受領した旨の回答をした店があるなど、安部孝議員の主張を否定する事実は確認できなかった。

以上のことから、安部孝議員の飲食店等に対する当該8件の支出について、「飲食費についての支出であること」と判断することはできなかつた。

以上のとおり、平成21年度分の政務活動費については、7年前のことであり、関係書類が失われており、また、飲食店等を含む関係者の記憶が明確でなくなっているなど、調査に限界があつた。その中で可能な限り調査を行つたが、安部孝議員が、手引きの規定等に明らかに違反し、違法に政務活動費を充当したと認められる事実を確認することはできなかつた。よつて、請求人の主張には理由がないので棄却する。

付 言

政務活動自体は議員個人の問題意識に基づき自由な活動が認められるものであり、一方でそれらに政務活動費を充当することについては、原資が公金である以上、一定の制約があると言わざるをえない。各議員が政務活動費充当の妥当性について説明責任を果たすことが求められる。

したがつて、議会、会派及び議員各位におかれては、以下の取組をされるよう重ねて強く要望する。

- 1 議会においては、政務活動費の使途に関して県民に疑念を抱かれることのないよう、議会改革推進会議の議論を通じて、手引きで定める「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の一層の明確化なども含め、政務活動費に係る制度及び運用に係る改革を、議員の自由な政務活動とのバランス等も考慮した上で、さらに推し進めること。
- 2 会派においては、こうした改革を実効あるものとするため、政務活動費の支出に係る審査機能及び各議員に対する指導体制の一層の充実・強化を図り、政務活動費の適正な執行に努めること。
- 3 議員各位においては、政務活動費の原資が公金であることを再認識し、政務活動費を充当して県政報告会を行うに当たつては、飲食を主とした会合や後援会活動と想像されることのないように会場を選定するなど、一般県民の視点に立つた説明責任を強く意識すること。

また、政務活動費の執行に当たつては、民主主義の実現に資する制度の趣旨に則り、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動のため、適正かつ有効に活用すること。

